

令和5年第2回定例会

総務企画常任委員会会議概要

委員長 澁谷 洋子

副委員長 長谷川 章悦

1 開催日時 令和5年7月11日（火曜日）午前11時00分～午前11時33分

2 開催場所 第3・第4委員会室

3 審査案件

議案第86号 青森市市税条例の一部を改正する条例の制定について

4 報告事項

(1) 市税及び国民健康保険税等の収納状況について

○出席委員

委員長	澁谷 洋子	委員	舘山 善也
副委員長	長谷川 章悦	委員	里村 誠悦
委員	奈良 祥孝	委員	渡部 伸広
委員	村川 みどり	委員	大矢 保

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

総務部長	舘山 新	監査委員事務局長	加福 理美子
総務部理事	佐藤 芳之	総務部次長	工藤 拓実
企画部長	織田 知裕	危機管理監	牧野 豊
企画部理事	長内 哲史	税務部次長	柴田 一史
税務部長	横内 修	総務課長	竹内 巧
浪岡振興部長	舘山 公	納税支援課長	松本 和久
会計管理者	山谷 直大	関係課長等	
選挙管理委員会事務局長	齋藤 賢剛		

○事務局出席職員氏名

議事調査課主査	柿崎 良輔	議事調査課主査	久保 拓哉
議事調査課主事	笹 雄貴		

○**澁谷洋子委員長** ただいまから、総務企画常任委員会を開会いたします。

それでは、本日の案件に入ります。

初めに、今期定例会において本委員会に付託されました議案1件について、ただいまから審査をいたします。

最初に、議案第86号「青森市市税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。税務部長。

○**横内修税務部長** 議案第86号青森市市税条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

資料1を御覧ください。

「1 制定理由」であります。今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布されたこと等に伴い、青森市市税条例において必要な項目について改正しようとするものであります。

それでは、主な改正項目5点について、順次、御説明申し上げます。

1点目は、資料の1ページ、「2 条例の主な改正項目について」の「(1) グリーン化特例の適用期限の延長（施行期日：公布の日）」についてであります。

グリーン化特例は、平成27年度の税制改正において、大気汚染の改善及び地球温暖化の防止を図る観点から導入された措置であり、燃費性能等の優れた軽自動車を取得した日の属する年度の翌年度分の軽自動車税種別割の税率を軽減する措置であります。

このたびの改正は、軽減措置の適用期限について、現行、令和4年度取得分までとされているものを、車種区分に応じて、令和6年度又は令和7年度取得分まで延長しようとするものであります。

車種区分に応じた軽減割合及び適用期限につきましては、資料中ほどの表にありますとおり、電気自動車等は、75%の軽減割合を令和7年度取得分まで適用、2030年度燃費基準90%達成車のうち、営業用乗用車は、50%の軽減割合を令和7年度取得分まで適用、2030年度燃費基準70%達成車のうち、営業用乗用車は、25%の軽減割合を令和6年度取得分まで適用となっております。

2点目は、「(2) 燃費・排ガス不正行為への対応（施行期日：令和6年1月1日）」についてであります。

自動車メーカーによる燃費性能及び排ガス試験不正により生じた軽自動車税の環境性能割及び種別割の納付不足額に係る納税義務を、当該不正を行ったメーカーに負わせる特例規定は、平成29年度の税制改正により条例に規定しております。

このたびの改正は、令和4年3月以降に発覚した、一部の自動車メーカーによる燃費性能及び排ガス試験不正を踏まえ、税制上の再発抑止策として、納付不足額を徴収する際に加算する割合を、現行の10%から35%に引き上げようとするものであります。

次に、2ページを御覧ください。

3点目は、「(3) 森林環境税の導入に伴う対応（施行期日：令和6年1月1日）」についてであります。

森林環境税は、平成30年5月に成立した森林経営管理法に基づく森林経営管理事業を推進し、また、パリ協定の枠組みの下における我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成31年度の税制改正により創設された国税であります。

森林環境税の概要につきましては、表にありますとおり、納税義務者は、国内に住所を有する個人、税率は、年額1000円、賦課徴収は、住所所在市町村が個人住民税均等割と併せて行い、賦課期日は、個人住民税と同じ1月1日となっております。

このたびの改正は、国税である森林環境税の賦課徴収を、住所所在市町村が個人住民税均等割と併せて行うこととされましたことから、その方法について規定するものであります。また、森林環境税の課税開始時期につきましては、この税が国民に広く負担を求めるものでありますことから、その負担感に十分配慮し、東日本大震災を踏まえ全国の地方団体が防災施策に要する費用の財源を確保するため平成26年度から講じられております個人住民税均等割額の市民税500円、県民税500円、合わせて1000円の引き上げ措置が、令和5年度で終了することを考慮し、令和6年度からとなっております。

次に、4点目及び5点目は、「(4) わがまち特例制度に係る改正」についてであります。

わがまち特例制度は、地域の実情に対応した政策を展開できるよう、地方税法に定められた範囲内で、地方自治体が条例で特例率を決定できるものであります。

初めに、4点目となります「① 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の終了に伴う廃止（施行期日：公布の日）」についてであります。

本特例措置は、中小事業者等の生産性向上のための新たな設備投資の促進に向けて、平成30年度の税制改正において創設されたものであり、本市の認定を受けた先端設備等導入計画に基づき取得した事業用家屋及び償却資産については、課税標準額を3年間ゼロとするものであります。

このたびの改正は、地方税法において、本特例措置が期間終了に伴い廃止されたことから、条例から当該規定を削除するものであります。

3ページを御覧ください。

こちらの表の内容は、これまでの生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置は期間終了に伴い廃止となったものですが、引き続き中小事業者等の生産性の向上、また、賃上げの促進を図るため、令和5年4月以降の償却資産の導入に関し新たに創設された特例措置であります。

本特例措置は、わがまち特例制度でなく、地方税法の特例率が適用となりますことから、条例改正は不要となっております。

次に、5点目となります「② 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る減額割合の規定（施行期日：公布の日）」についてであります。

本特例措置は、全国的に今後、築40年を超えるマンションが急激に増加していくことが見込まれる中で、修繕積立金が不足し、必要な大規模修繕工事がなされず、外壁の剥落等により周辺住民に危害を生じさせる懸念があることから、一定の要件を満たすマンションにおいて、長寿命化に資する大規模修繕工事が実施された場合に、建物に係る固定資産税を条例で定める割合で減額するものであります。

概要につきましては、表にありますとおり、マンションの要件としては、築後20年以上を経過している総戸数が10戸以上のマンションであって、大規模修繕工事を過去に1回以上適切に行っており、長寿命化に資する大規模修繕工事を実施するために必要な修繕積立金が確保されていること。工事期間は、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に完了したもの。工事内容は、長寿命化に資する外壁塗装工事、床防水工事等一定の大規模修繕工事であること。減額割合は、1戸当たり100平方メートル相当分を上限として、当該大規模修繕工事が完了した年の翌年度分の建物に係る固定資産税を、2分の1から6分の1までの範囲内で市町村の条例で定める割合で減額するものとなっております。このたびの改正は、本市における減額割合を、地方税法の参酌基準と同率の3分の1とすることを条例で定めるものであります。

主な改正項目については、以上のとおりであります。これらのほか、地方税法の改正等に伴う所要の改正を行うものであります。

条例のこれらの関係規定につきましては、資料2の新旧対照表に記載のとおりであります。

以上、議案第86号「青森市市税条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○澁谷洋子委員長 これより質疑を行います。質疑はありますか。村川委員。

○村川みどり委員 森林環境税について、質疑をしたいと思います。

前回の常任委員協議会のときに聞いたのを、おさらいすると、青森市に入ってくる森林環境譲与税の配分としては令和4年度が7800万円、令和5年度が7600万円、そして令和6年度は9300万円程度だということと、課税対象の人口が約13万2000人で、掛ける1000円ぐらい徴収されるということ、そして今年度の当初予算7600万円の予算の使い道としては、林道整備に1315万8000円、森林公園管理運営費に4825万8000円、公共施設の木材利用などで1459万9000円というところを確認してますけれども、これでよろしいでしょうか。

○澁谷洋子委員長 税務部長。

○横内修税務部長 すみません、最後の公共施設の整備に伴う木材の利用促進の部分で、二千何百万と言いましたか。

〔村川みどり委員「1459万9000円」と呼ぶ〕

○横内修税務部長 オーケーです。

○澁谷洋子委員長 村川委員。

○村川みどり委員 それで、先ほどもあったんですけれども、これまで10年間、復興住民税として徴収されてきたわけですから、令和5年までの市税収入は幾らだったのか示してください。

○澁谷洋子委員長 税務部長。

○横内修税務部長 直近でいきますと、令和4年度分で6607万4000円となります。申し訳ございません、令和4年度分しか数字がありませんので、よろしいでしょうか。

○村川みどり委員 ちょっと待ってください。たしか、森林環境譲与税は、令和5年度は88%、そして令和6年度は90%程度、徴収した分の90%が入ってくるということによろしいですね。

○澁谷洋子委員長 税務部長。

○横内修税務部長 まず、森林環境譲与税については、令和6年度からの課税になります。これまで譲与された分については、国で森林環境税とは別の財源——具体的に言いますと、地方公共団体金融機構で持っている旧公庫債権の金利変動準備金を活用して、森林環境譲与税という形で令和元年から令和5年度までは配分しています。

令和6年度から森林環境税が課税されまして、以降はそれを財源に、各自治体に森林環境譲与税が配分されるという形であります。先ほど6607万4000円と申し上げましたのは、復興分の住民税の均等割で、1人当たり500円の数値であります。これに、県民税も同額の500円がかかりますので、同額が県に歳入されている金額ということになります。

○澁谷洋子委員長 村川委員。

○村川みどり委員 分かりました。ということは、復興住民税より、森林環境譲与税のほうが市に入ってくる交付税としては増えるってということによろしいですか。

○澁谷洋子委員長 税務部長。

○横内修税務部長 復興の分の住民税1人500円で、令和4年度で6607万4000円、森林環境譲与税については、令和4年度で約7800万円ですので、どちらが多いかといえますと、譲与税のほうが多いということになります。

○澁谷洋子委員長 村川委員。

○村川みどり委員 分かりました。今回、復興住民税の徴収ではなくて、森林環境税が住民税均等割に賦課されて1000円ずつ徴収されるということなんですけれども、森林環境譲与税の自治体の配分割合基準について教えてください。

○澁谷洋子委員長 税務部長。

○横内修税務部長 基準と申しますのは、算定基礎ということによろしいでしょうか。

〔村川みどり委員「はい」と呼ぶ〕

○横内修税務部長 算定基礎は、私有林人工林面積が算定上は50%、林業の就業者数が20%、人口が30%ということになります。

○澁谷洋子委員長 村川委員。

○村川みどり委員 青森市は森林がたくさんありますけれども、例えば、森林がない自治体は、森林環境譲与税は入ってこないってということになるんですか。

○澁谷洋子委員長 税務部長。

○横内修税務部長 先ほど算定基礎を申し上げましたとおり、人口割合も30%ありますので、森林がなくても、その部分で配分されます。

○澁谷洋子委員長 村川委員。

○村川みどり委員 森林環境税を積立金にしている自治体もあるんですけども、青森市は、積立金としてはやってないということによろしいですか。

○澁谷洋子委員長 税務部長。

○横内修税務部長 積立はしておりません。

○澁谷洋子委員長 村川委員。

○村川みどり委員 これまで、復興住民税に1000円が取られていたんですけども、個人の住民税のほかに、復興特別法人税というのもありました。ただし、それは3年の予定だったんですけども、2年で終わってしまって、そして、企業に課せられていた復興住民税っていうのは、減税され続けていたという実態があります。

そして今回、復興特別税という名前を変えて、森林環境税にして、個人からの徴収をし続けるというものになりました。森林環境税の目的は、先ほどもあったように温室効果ガスの排出削減目標の達成だとか、森林整備を行うということが目的だったわけですけども、企業に対する課税徴収がなくなったということになります。

一応、お聞きしたいんですけども、現在の二酸化炭素排出量の家庭系の二酸化炭素排出量の割合と、企業系の二酸化炭素排出量の割合をお示してください。

○澁谷洋子委員長 税務部長。

○横内修税務部長 データは持ち合わせておりません。

○澁谷洋子委員長 村川委員。

○村川みどり委員 データを持ち合わせていない。

○澁谷洋子委員長 この件は、環境部じゃないですか。

○村川みどり委員 環境部だけれども、質疑には関わるので、ちゃんと知っておくべきだと思います。他都市で言うと——やはり、どこでもそうなんですけれども、家庭系の二酸化炭素排出量が約30%、そして企業系の二酸化炭素排出量というのは約70%です。それにもかかわらず、企業負担がなく、個人にばかり森林環境税を負担させるというのが今回の森林環境税の中身になっています。

私たちは、企業に減税を行って、市民に負担増になる、この森林環境税の実施に

は賛成できない。今、物価高で多くの市民が苦しんでいる中で、さらなる負担増を押しつける、この条例改正には賛成できない。この立場を表明したいと思います。

以上です。

○澁谷洋子委員長 ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○澁谷洋子委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決をいたします。

本案については、反対意見がありましたので、起立により採決をいたします。

議案第 86 号については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○澁谷洋子委員長 起立多数であります。

よって、議案第 86 号は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

以上で、今期定例会において本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

(報 告 事 項)

○澁谷洋子委員長 次に、報告事項に入ります。

初めに、「市税及び国民健康保険税等の収納状況について」報告を求めます。総務部長。

○横内修税務部長 令和 4 年度の市税及び国民健康保険税等の収納状況について、御報告いたします。

資料 1 「市税及び国民健康保険税等の収納状況について」の上段の表右側の収納率を御覧ください。

令和 4 年度市税全体の収納率は、95.42%と前年度と比較し 0.41 ポイントの増となっております。

その内訳として、現年課税分が 99.19%、前年度と比較し 0.01 ポイントの減、滞納繰越分が 17.16%、前年度と比較し 6.69 ポイントの減となっております。

次に、令和 4 年度国民健康保険税全体の収納率は、67.21%、前年度と比較し 1.76 ポイントの増となっております。その内訳として、現年課税分が 92.48%、前年度と比較し 0.40 ポイントの増、滞納繰越分が 15.02%、前年度と比較し 1.12 ポイントの増となっております。また、令和 4 年度後期高齢者医療保険料全体の収納率は、98.72%と前年度と比較し 0.02 ポイントの増となっております。その内訳として、現年課税分が 99.47%、前年度と比較し 0.07 ポイントの減、滞納繰越分が 35.16%、前年度と比較し 1.24 ポイントの増となっております。

最後に、令和 4 年度介護保険料全体の収納率は、98.22%と前年度と比較し 0.38 ポイントの増となっております。

その内訳として、現年課税分が 99.47%で、前年度と比較し 0.11 ポイントの増、滞納繰越分が 24.13%で、前年度と比較し 2.64 ポイントの増となっております。

次に、下段の表を御覧ください。

令和 4 年度の収入未済額については、市税全体では、14 億 5048 万 8000 円、前年度と比較し、1 億 9958 万 2000 円の減となっております。また、国民健康保険税では、19 億 5359 万 4000 円、前年度と比較し、2 億 9482 万 1000 円の減、後期高齢者医療保険料では、3338 万 9000 円、前年度比較で、241 万 7000 円の増、最後、介護保険料は、8615 万 2000 円、前年度比較で、1615 万 4000 円の減となっております。

令和 4 年度における市税等の収納率は、現年滞納繰越合計では全てにおいて前年度より上回った結果となり、市税と介護保険料においては、平成 17 年度の合併以来過去最高の数値となっております。また、収入未済額においては、後期高齢者医療保険料以外は前年度より減少しております。

このような結果となった理由といたしましては、令和 4 年度においても、新型コロナウイルス感染症が終息していない中で、滞納している方には、早期に電話催告を行い、直接接することで催告と同時に、納税者個々の納付困難な実情を確認し、猶予や減免の案内を行ったこと、また、調査の結果、納付できる資力があるにもかかわらず滞納している方には、早期に財産の差押えを行ったことによるものと考えております。

次に、資料 2 の「令和 4 年度における市税等の徴収猶予及び減免について」を御覧ください。

このうち、コロナ特例の減免につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が下がった方で、前年の合計所得額に応じて国民健康保険税等の 10 分の 2 から全額を減免するものであり、令和 4 年度の適用状況は、国民健康保険税で 160 件、2707 万 4000 円、後期高齢者医療保険料で 7 件、31 万 6000 円、介護保険料で 25 件、111 万 7000 円、合計で 192 件、2850 万 7000 円となっております。

なお、令和 5 年度においては、新型コロナウイルス感染症が、本年 5 月 8 日以降、感染法上の分類が季節性インフルエンザと同じ 5 類に移行したことから、コロナ特例の減免は実施いたしません。納付困難な状況が続いている方には、通常の減免制度と猶予制度により対応することとしております。

市税等は、本市の貴重な自主財源であることから、令和 5 年度においても、納税者個々の実情に十分配慮しつつ、早期の電話催告や調査等を実施し、市税等の安定確保に努めてまいります。

報告は、以上です。

○澁谷洋子委員長 ただいまの報告について御質疑・御意見等がありますか。館山委員。

○館山善也委員 教えてもらいたいですけれども、市たばこ税は、店で売れたら税金がかかるということの理解でよかったのか。もう 1 つ、法人市民税と入湯税が

徴収額を上回る理由って何なんですか。

○澁谷洋子委員長 税務部長。

○横内修税務部長 市たばこ税については、販売した数ではなくて、お店で仕入れた数になります。

法人市民税と入湯税の収納率が 100%を超える理由ですが、まず法人市民税については、お返ししなければならぬものが含まれているというのと、出納整理期間に、申告前に納めてしまう事業者がおりまして、その場合には一旦、令和4年度の収入とし、申告が6月以降に行われた後に、その分に充当するという手続を取る関係上、100%を超えるということです。

入湯税についても、調定が上がる前、月末に申告があるんですが、申告前にまずお金を納めてしまう部分がありまして、これも申告があつたら、年度をまたいで充当する関係上、100%を超えているということでもあります。

○澁谷洋子委員長 館山委員。

○館山善也委員 ありがとうございます。市たばこ税なんですけれども、お店で売れ残っても税金がかかるってこと、お店は買い取ってるわけですか。

○澁谷洋子委員長 税務部長。

○横内修税務部長 仕入れの分で、課税となります。

〔館山善也委員「分かりました」と呼ぶ〕

○澁谷洋子委員長 村川委員。

○村川みどり委員 コロナ減免の国民健康保険税の 160 件の内訳は分かりますか。

○澁谷洋子委員長 税務部長。

○横内修税務部長 すみません。内訳をただいま持っていないので、後ほど資料を、各委員にお渡しするということですのでよろしいでしょうか。

○澁谷洋子委員長 お願いします。

○澁谷洋子委員長 ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○澁谷洋子委員長 なければ質疑はこれにて終了いたします。

この際、ほかに理事者側から報告事項などありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○澁谷洋子委員長 また、委員のみなさんから何か御意見等ありませんか。村川委員。

○村川みどり委員 防災についてなんですけれども、前に、市営住宅の垂直避難の県との協議について、お尋ねしたんですけれども、協議は始まっているのでしょうか。進捗状況をお知らせください。

○澁谷洋子委員長 総務部長。

○館山新総務部長 ただいまの御質疑について、県との進捗ということで、まだ県から直接的な話が来ていないと聞いております。

ただ、本市として、例えば、津波浸水区域内の市営住宅、例えば合浦団地などの上層階を一時避難所として、市営住宅の団地に住まわれている方々に御説明をして、その指定をするべく、動いているという実態にあります。

〔村川みどり委員「分かりました、ありがとうございます」と呼ぶ〕

○澁谷洋子委員長 ほかに御意見等はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○澁谷洋子委員長 それでは、以上をもちまして、本日の案件は全て終了いたしました。

これにて、本日の委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

(会 議 終 了)